## 岐阜県医師会在宅療養あんしん病床登録事業

在宅医療を実施する上で、特に大変なこと として緊急時に入院できる病床を確保するこ とが挙げられます。また、平成26年度診療 報酬改定で、在宅療養後方支援病院が在宅患 者さんの急変時の受け皿として創設されまし たが、施設基準が200床以上の病院であり、 地域によってはそうした病院が確保できてい ないのが現状です。

そこで岐阜県医師会では、在宅で療養して いる方が、希望する病院や有床診療所にあら かじめ患者の情報登録を行うことで、病状が 悪化し、かかりつけ医が入院を要する状態と 判断した時に、速やかに入院できる体制を整 え、かかりつけ医と病院が連携した在宅医療 提供体制の構築を目指すことを目的として本 事業の運用を平成28年から開始しました。 受入医療機関として、病床数や病床機能にか かわらず200床未満の中小病院や有床診療所 も含め募集したところ、ほぼ全地域から登録 があり、現在、76機関が受入医療病院とし て登録していただいております。また、かか りつけ医からの患者登録の総数は、R2年12 月現在で600名を超える登録をいただいてお ります。

しかし、平成30年度から徐々に患者登録数が減少傾向にあり、この事業を利用するかかりつけ医と受入医療機関に対してアンケート調査を行いました。

その結果、かかりつけ医の先生方からは、 「事前登録することで患者、家族に安心を与 えることが出来た。登録により安心感はある と介助者から伺い、介護者の負担軽減、及び 疲弊予防のためにも必要と考えます。」とい う好意的な意見が挙がる一方、「患者の状態 が本事業の対象となるのか、判断が難しい場 合がある。」「緊急性の高い病気の場合にこ そ、スムーズに入院できると有難い。」とい うご意見もいただき、今後の課題として、検 討していきたいと考えています。また、今回 の調査で、患者の希望する入院先が、どうし ても公立の急性期病院に偏ったことが問題と して挙げられました。入院が必要なときに は、いきなり高度急性期病院ではなく、まず は地域の中小病院や有床診療所へ登録し連携 することで、訪問診療の24時間体制も確保 でき、地域包括ケアシステムの構築も進むの ではないかと考えております。かかりつけ医 の先生方には、今後の登録先を選択する際に は、地域の中小病院や有床診療所を第一希望 としてご選択いただけるよう、ご協力をお願 いいたします。

# 【利用方法】

#### ①事前登録の申請

かかりつけ医は、患者又はその家族と相談 の上、受入登録医療機関リストから医療機関 を選択し、患者登録申請書兼承諾書を岐阜県 医師会へ提出してください。

#### ②登録の完了

受入医療機関の承諾後、「登録完了通知書」 を2部郵送します。かかりつけ医は内容の確認を兼ねて1部を患者にお渡しください。

#### ③受入調整について

登録後、かかりつけ医から、登録した受入 医療機関へ直接連絡し、受入担当者と検査、 入院等の対応について相談調整を行ってくだ さい。

#### ④入院報告と登録削除について

患者が登録先の医療機関へ入院した場合は 入院報告書を提出、また患者の死亡や施設入 所等でかかりつけ医ではなくなった場合は、 患者登録削除申請書を提出してください。

### 【各地域の受入医療機関や申請書等の各種様式】

申請書等は岐阜県医師会ホームページからダウンロードできます。 岐阜県医師会HP→①医師の皆様へ→②在宅医療関連事業 https://www.gifu.med.or.jp/doctor/athome

## 【案内チラシ】

